836
209
3

蓼草年録

堤蟻叢書

四十

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

隄蟻叢書

四一

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

魯英使渡来記
布怕挺應接記
魯西亞約條
英吉利條約 稿本
英吉利條約 定本

魯英國使渡來記

○安政五年戊午七月二日亞州下田港へ英吉利國の使舩三隻又渡来同月中旬武州品川海へ入夜国書江戸政府へ奉ル可為也ト云其舩大者長八十間餘幅十八九間アリトゾ一リ芝浦海岸より三十間餘大銃三十門ヲ備ル者長四十間餘幅十八間餘千里鏡ヲ以テ見ル第二第三の砲臺間ヲ置テ孔雀ノ旗ヲ中黒の帆ヲ揚ケ日の丸の章旗ヲ建テル舩の体等ヲ三ツ巴山形の舩ヲ中黒の帆ヲ揚ケ日の丸の章旗ヲ建テル舩の体等ヲ警衛の諸侯ヨリ家々の章旗ヲ建ル事ヲ告シ砲臺の軍備ヲ增シ嚴重ヲ加ヘ其夜英舩ニ至リ応接ノ諸有司英舩ヨリ帰ル

○同五日朝ヨリ雨降遥ニ望ム英舩ハ皆碇泊シテ居ル

○同六日朝ヨリ雨降遥ニ望ム英舩ハ皆碇泊シテ居ル

高野藏書
大 9 5.27 藏

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

の砲臺を乗過て北日向て八挺の艪を静かに押し後尾の海深と測量せるなるう
追々哉中名のうへ舩をそーらん舩之ーら中途より引返しを舩る還れり　申牌ホ舩
る空砲十發仔て放ち汽そく砲台多け終ーとゝくとも二十四仟作ル舩夜
○同六日　朝蒸気舩ホ被労又渡来舩と合て空舩ーりーらる多申牌又夫四艘
例の如くハッテーうへ乗当ち測量のためはまも異ふ濱舩の南通ら舟を走
しも永代ゟう迫々漕行ーかうへ思とられと遠くゟて漕の舩ホとゝ舩ーし
多日ゟう話有日考舩へ行て方舩ーるめのうへ
○同七日　夫人名舩量へ上陸せるめう舩
○同八日未辟後本舩ゟる砲十五發仔放ち其音二十四仟許と思る近り大雷ゟて雨西
もゟゟ迫ー斜陽よりはう砲発の火流多く見へる
○同九日　亭午の頃蒸気舩一隻を除外舩ゟ橋ゟ橋の間へ旗ゟの物数多掲ゟう

遠ー見る仁其色立色ゟて段々ゟ仰ゟ。ゟり石壘形の如ゟる十字の如ゟる物
の高ゟ深ゟる毛織の幕ゟ斯て東方ゟ撃ー軍艦ゟて空砲十二發仔放ちると均ーく舩が
数十人舩ゟ出舩ゟう漕寄ゟる十三艘許のハッテーうへ乗移ゟ火輪舩の煙ゟ弦ゟ之のゟる
とゝくし彼十余隻のハッテーうを挽テ共神速ゟる見るゟゟうへ多五砲墓の後面ゟ
至ゟ舩を止ゟう相図とゟゟく旗の如く艪の如ゟる物ゟ多くの章ゟる毛織の幕を多く掲ゟ
ゟる舩ホ急本舩ゟて空砲十九發仔放ちゟ其ゟ後ゟ上陸の段砲ゟゟくし砲聲二十四仟ゟう
ゟる仔許ー関ゟ芝浦ゟう九二十町の洲ゟそゟ其舩悉仲黒くゟる英国の章ゟる物ゟ初て
ハッテーう十三許ゟ夷人悉乗移ゟ上陸ゟる多第一番ゟ我蓬山形の舩一艘ゟる
内ゟて先ー漕出の九の章旗日ゟ映して美観ゟ引続ハッテーう一隻ー夷官ゟ人舩頭
元舩子八人仲ゟ合十三人ゟて乗組毎舩赤地ゟ十文の章ゟ弁ゟ建て陸続ゟ漕連れ
我本芝ゟ薗邸の南岸ゟ三町余ゟ乗過ーう其ハッテーうゟ等級ゟるや一様ゟる

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

ら七号五六番迄黒く其次二隻ハ薄青色の船之
其音物ヲ〻隨て舞行も緩急有之ゟ思ハる第八九ゟ
りゟる如ク美麗の船一隻有りて使節の乗船と思ハる其次薄青船ヨ萌黄羅紗
る包ミ金蔵金の金物ヲ〻ク打ゟる鞆を載ゟ其飾ハ黒ニ青ヲ船ニ付て都合
十三隻許之数内二隻ハ十二行許の大艤二門ヲ載ゟ章旗ハ将官船ヲ
赤白段ヲ為ハ陽ヲ十字の章ヲ以ニ隻青白段ヲ為の章旗ヲ以ゟ其他ハ悉皆ヲ
十字章之ハッテーラの旗をみそなわいるまじかるべくあるよふくく船の疾
迅速ゟう夫ゟ芝浦を過ヲ新銭座ニ川氏調練場ヘ船を寄也夷官ヲ通ゟ
等悉上陸し船手其ゟ内船の乗九十人余ハ直ニ本船ヨ帰ゟしと云夷官ハ閘橋
場門ゟて輿或ハ駕籠ヲ乗ゟ又ハ馬ヲ跨ゟて新銭座ヨ松平伊賀守
金杉西応寺ヲ著ゟ其前ヨ三四人上陸して旅館を撰ゟう青松寺天徳寺
ゟ之ハ不好迚ニ西応寺ヨ定ゟ夫ヨ而ゟて途中綾道等ヲ経ゟて浜御殿ヨ
ゟ入ゟる一番ニ細頸ヲ人駕籠ヲ乗ゟ其次同心十許人途中使者の混雑を制し引
続夷人二人日本衣の駕籠ヲ乗ゟ各黒漆の傘ヲ持ゟけし長柄傘ヲもゟ其次乗馬の
夷二七人長柄傘同家或ハ筆机の物ヲ自持て乗馬ヲもゟり夫ヨ而ゟて
中津笠の如ク形ゟる而ゟる黒ニ紺色ヲ以ゟ打ゟり其次輿ニ乗ゟし夷人ハ使節之黒ヲ服之笠ハ我
ヲ打メ而肩上ヲ金鎖ヲ以ゟ掛ゟう乗馬の夷人ハ無之官位の高下ニ由て鎖の多少有りとそ人物ハいづれも丈高く鼻高く色薄桃色ヲて
立派ゟう使節年五十許ヲ顔丸ク全身肥満ニ髭多ク眼中ヲぎょろくゟう其他
三十歳ゟ五十歳許ヲいづれも鼻高ク而髭多し観看の場幾千万ヲ知ヲ見物ハ
幼年ヲ老衰者ヲ悉ク出ヲ或ハ非常の変ヲ恐て夷人の通行ヲ窺ひ家ヲ
木戸ヲ閉ヲ次ヲ家ニ潜閉して雑沓ゟう夷人四五人
申牌後ヨ被のハッテーラ夷人四五人

乗り會津藩邸の浦より我本芝邸の乗舩場石垣の際を乗込み人
皆海岸より出て彼の動静を視る内に乗過て芝濱の保科に行童子ら泳来るを見て
英人両手を挙て招きしに童子皆彼舩際に集りしかば其物を與ふ彼パンと云物之如き菓子の様の物を与へ
高輪浦を乗過りて本舩に漕戻れりと
○同十日 英人馬或轎に乗り近辺旅寓をもとめそこに
乗出し上陸辺の保岸を乗過し所々探索して薄暮に及び本舩へ皈りしかそ又
申牌頃ハッテーラを被き四五人乗て再羽候の邸の海辺より新銭座濱御殿邊
へ乗過て暮るを及ひて舩を漕戻せり
○同十一日英人も人侍方のあるものへ黒き人ハッテーラに乗り来り我本芝邸の乗舩場
へ乗り時我邸堂の人衆交代して着岸の舩へハッテーラを漕寄舩子又舩

る留守の人我舩へ乗移りしかば上陸場を非ず一の岐方をそ乗候を以て
其情を通ずや舩中とあるに桟橋を渡りて邸内へ入りしに於是在邸の支吏出て
多くは彼を以て上陸の旨趣を問ふ西洋の挨拶をなすもの多し彼ら一使を走告遣りて無程下向乗行を改むる
当向英人上陸の次第委細を引受ありて乗人皆上陸の上邸内へ入りしかば
をそれより速く邸へ入りて其来る所以を告しめたりしかば
彼ハッテーラを乗て新銭座の乗舩場へ乗戻りて西洋の作りたる上陸
梯子を以て西長く巾高く色薄桃色髪跡すかし赤しの如き白き服引地合ハ精好の如し羽二重
の如き地合真白の下着て袖口襟元に綸子の如き地合藏金の杜丹又杜丹縫の
形を縫附たる上着の内へ袋の如きものを着て烟草紙銀銭を入れ冠物ハ地天の布を
多くそうるが如くのものを以て其色黒く筒の鉢巻二筋入り李邦の前立のごとく丸き内へ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

碇の紋を鋳附しを三つ寄セて金にて附そう煙草入巻てらを張る火皿を附そ呑くヒストルを持
呉一ふとう偽似る事ハ英人殺害と出しペストルと云てないといふう真似して脇のつゝ
りを剝る無言をそそくり三梅徳左ゆつう陣笠を見ゝ玩ひ其儘返て茶室
気る物〳〵見へ英人自分の胴を指ゝ〳〵永暇の向ふ銀銭を出し徳なつく依し
笠とかうんと徳屋つもぞるゝ不ふるぬといふ
引取ゝ英人大ゝ笑ひ伊藤録太ゆう並山形の笠をとり見ゝ其儘返ゝ又徳屋つ交代引取ゝ
自分の頭へ附うするものといふう真似して其儘返ゝ又徳屋つ交代引取ゝ
船ゝつゝる時英人のバテーうて船子二人酒と天
杯の物へ酒を入れ呑といふ心持ゝて手を長く出し徳屋つ前へ出ゝ徳屋つ手を
振ゝしゝ其儘徳利を引しゝし船子ハ取もお給ゝて顔色をもよやけゝゝて弥
のゝ下ゝ見ゝ居ゝ冠物を郵童子の用ゐる指頭巾の如し

○魯西亜国使ゝ同月四日着府受宮下奥福寺へ滞在し日々市街を散歩して心ゝ有ゝる
物ハ商人ゝ買受又ハ物ゝ偶ゝ茅詣を喝ゝる矢ゝ神明前田中屋といゝる硝子細工の店先へ
至ゝ礼をなして御ゝ入ゝますといゝて矢ゝ引ゝ同街の陶器店ゝ至ゝ色ゝ見て愛
宮下奥福寺へ帰てゝてゝもゝと云ゝ〳〵浅艸邊へ行ゝ遠方てゝ云ゝ〳〵ゝとゝ云ゝ
日浜町辺へ行ゝ明ゝちへいゝからとゝ〳〵ゝとゝ云ゝ商
英人ゝ本郷話をつゝるゝ

○英船ゝ物一切ゝ積ゝ過ゝ信州永井左衛門ゝ人ゝ付ゝ送ゝ出ゝ
ゝ云ゝ〳〵ゝ

○英人ゝ上陸及乱妨ゝ〳〵ゝ関係ゝ
有ゝ間ゝ右ゝ件ゝ〳〵ゝ

○十二月魯西亜使ゝ城迫中次第一切ゝ

旗ノ地ハ木綿之

今ノ魯國　大城ヨリ下リ即夕英領手ヲ引換東海道神奈川驛砲臺ヲ松近引取ル之

旗ノ地ハ木綿之

今ノ魯國　大城ヨリ下リ即夕英領手ヲ引換東海道神奈川驛砲臺ヲ松近引取ル之

六年

旗持ノ夷人二十五年西長色薄桃色　本邦人ノヤウ髪ヲ剃黒羅紗ノ服（袖金ノ小ハゼ多ク沿ノ股引ヲ着ル　其次使節輿ヲ乗リ黒ノ服金ノ小ハゼ五ツ〳〵附両肩ニ金ノ鎖襞ノ如ク附ケ美麗之　其三四人駕籠ニ乗リ黒服ノ服引金ノ小ハゼヲ附両肩ニ金鎖有大廣袖三ノ口ヲ放テ下裳ヲ多ク引連　程禮ノ節ハ右ノ手ヲ以テ左ノ袖ヲ引キ　ソノ左ノ手ヲ以テ下裳ヲ少シ引上ル　ソノ歩ム時ハ右ノ足ヲ先ニ出ス　宮中拝ノ時ハ右ノ膝ヲ地ニ着ル　一統ニ平服ハ簡易ニシテ　公使ノ輿屋根ハ寶形造ノ如クニシテ露盤ハ金滅金ノ宝珠形ノ物アリ　ソノ納戸羅紗ノ袋体ヲ包ミ黒糸ヲ七寶繋ノ如クニ附ケ　四本柱ノ左右上下悉ク納戸羅紗ヲ以テ金物ヲ包ミ四隅ヘ黒ノ手糸ヲ以テ房ヲ附長ク下ケ　簾ハ黒ノ毛ヲ以テ編ミ　ソレノヤウニ見ユ　輿棒ハ何木ヤいろ〳〵細〳〵ト彫物ヲ施シ　其棒上下ヘ掛テ一丈餘ヲ出シ　ソノ先ヲ少シ反ラシテ　ソノ上ニ黒ノ房ヲ附ル　其図

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

昼後新橋辺ニ而魯人三人馬ニ乗ルを見る皆黒き服而已ニ而外ニ何の
飾りもなし

本邦ニ而白ニ赤き筋色を有り　　同の如く傘ハ竹ニ而造り其色ハ茶黒し
警ハ蜻蛉の羽を用ゆるが如く　　油滑にして引ハ折ル事を得ず
又愛宕下を通り掛りニ而魯人三人之内服ニ股引もなく一人ハ服ニ而黒羅紗冠物ハ如
此の服の二人ハ　如此き白ニ愛宕北石階を登る処を見しに其早さ実ニ飛鳥の如し
唐衣着用の者三人附て一同ニ登りしが中ニ及ハ魯人頂上へ登りし頃断石階の半
途ニ於ひて案内となりし登りしなれバ茶店の女婦等大ニ驚き山立を彼此逃走て大ニ騒ぐ
魯人ハ猟ニ猟犬のごとく近き辺ニ在る女婦ニ指輪ハ　神明境内ニ而ハ
時錦絵を強のごとく各買ハんと云又数軒店ニ而指輪を売れバ猿の籠抜けたる形
を指へ　ながらと云ふ事又其人ハ門前の銭湯ニ行き初男湯の方へ入らんとするを見廻し
其ことを出て直ニ女湯へ入りしが其婦女皆裸ニ而恐れ逃て大ニ騒ぐと云ふ

英使旅館西應寺へ建章旗

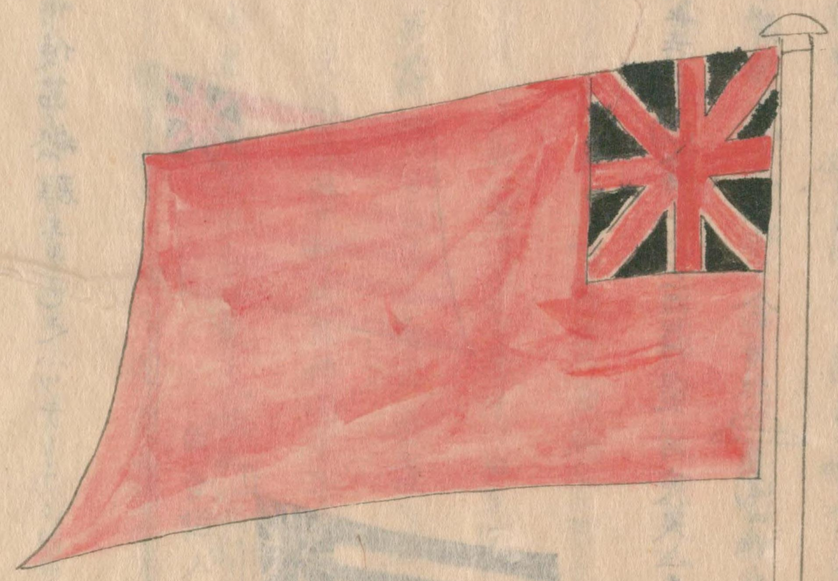

英使止宿の時黒キハッテーラニ建し旗ハ
是ト同式ニテサシ小ナリ

英使上陸之時使節船群青色之ハッテーラに竪し章旗

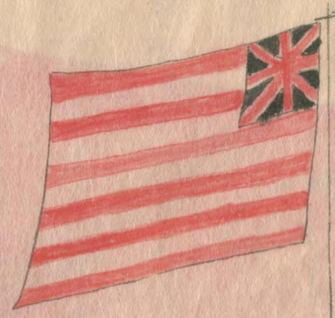

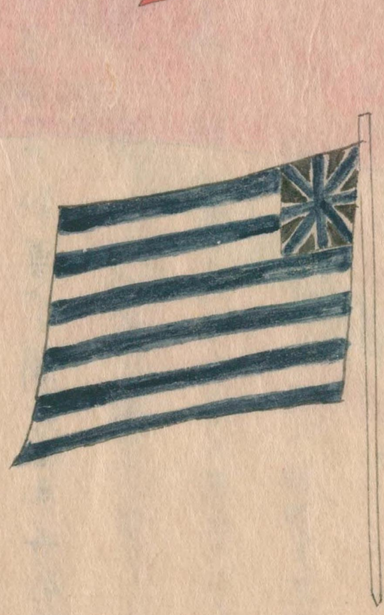

同音樂人等乘し薄青のハッテーラに所竪章旗

○同十三日増上寺表門通小糸河岸邊にて英人三人を見る其内一人は過日我本芝の邸に来

し者にて服も其時に同く物も今日は 同じ

股は白きされ袖まで估もうかも人は二十年許の顔長く鼻高く色白くして

美男子なり髭も本邦人の如くなる殊に其方も毛深き方にも あらず

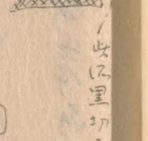

同じ如くなる海

岸に里人の立往来を

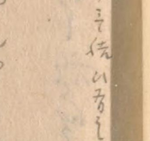

羅紗の服同服引連れ家内 如く三人 歩く 往来を注

利あんかなり 袴は藤やうの物にて ひろひろとして

遣ひし箱又はダニツウと白き物なとの荷物を持て 歩行きながら又濱松町邊にて英官

鷹に乗りかご又駕籠に乗りしを見る 白き笠にて如例の白傘を持たしめ

ひろひろとして 顔赤黒く髭多く 白木綿の服同服引連れ家内 如く三人 歩く 往来を注

居しも無礼為を事共も過日我邸へ上陸の英人を乗しめ 又左右に附て行きながら

羅紗の服同服引連れ家内 如く三人 歩く 往来を注

利あんかなり 袴は藤やうの物にて ひろひろとして

遣ひし箱又はダニツウと白き物なとの荷物を持て 歩行きながら又濱松町邊にて英官

鷹に乗りかご又駕籠に乗りしを見る 白き笠にて如例の白傘を持たしめ

ひろひろとして 顔赤黒く髭多く 白木綿の服同服引連れ家内 如く三人 歩く 往来を注

居しも無礼為を事共も過日我邸へ上陸の英人を乗しめ 又左右に附て行きながら

五人七人不見えうし　又英船より蒸気船ハツテーラ二乗り海岸より
四丁許こぎ廻りし末英船へ乗り上総辺の海岸
○同廿四日英船より黒ハツテーラ二艘卸し一度ハ第三六の砲臺向を乗り一度ハ
二十の砲臺ろを乗入り芝金杭筋此辺の海岸を漕廻り検分もしとそ
又一両の蒸気三人余陣屋金杭の陣営へ上陸し邸中を見めぐらし又乗船して帰り
しとそ　昨廿三夕仏蘭西船一艘濱川洋へ乗込しとそ
国家く早船をもやしし下田洋へハ仏国船ハ碇泊
○十五日　英人三人中往来そろそろ第一番の馬上ろる
者之衣服も高の如しもの人ハ頭も剃ら綱もバツテ容物ハ
容物ハ高新紋にて
○十六日　英夷ハツテーラ、乗り或漕ぎ砲臺ろを
磯臺近辺まわりうんろうしろろ不見えとうし
○十七日英国執政之至ら多船近く受られ由品川砲臺及英船より空砲打放其
ろを告諭やられ又今津屋敷ろも使を以て警察陣四君半三郎の命を得て明
十八日二十発磯臺ハ空砲発放きろを芝海辺
○十八日英使西ろを引掛て品川沖を私いろろ手摺の頃ハ漸ク近寄
料理ハ器物を運送ろ銭魚ろ鉄製の方ハ三人ハ
格ハ女墨ハ清人の下男ハ
後絵の如き物曲尺やらの物ハ包ハ箱燭臺ろ
降ろ残ろう未解後英官ろ名西ハ字を出使節ハ漸ハ乗ハ
ろ新銭坐ハ川氏調筋ハへ行ろ鶏家鴨ろ
豊机ろを持ろう斬て新銭坐ろ軽井沢

三号砲臺の左方を経てお台ヶ場より便船及英官舎、彼我ある色の美旗に乗り
帝の天幕を張る私の前後又十字章の旗を以て大詰を挙げ水手十挺人にて漕出し
第一砲臺の左方を繞り我君沢形の船大元丸朝日丸の船を従へ
双方より彼此をまじへ出陳の竹のごとく檣向へ移し
手解後今日双船の祝砲二十発弁打放やり続て今度の行修船一度の帆
を収め旭丸の過く拳出し祝砲
英使本船に着するや我又赤旗を振ること三四回忽ち砲臺より
空放二十一発許打放し始めて英船四度を一時に空砲二発許打放す
又薄暮と為り英官を船より空砲十五発打放し暮に向て又二十発許打放す夜
我石芝郵船の魚の字彼私中之光形を実えやすとの伝令
受出張の祝砲を私中空を焼やまでブリッキの燈臺にキヤンドルの燈をともし

出張命奴十ト余ハ下
筆ニて左ノ通りを認
ものハ私うち
云ふの娘一き
る事ある為
人形の差行の

男夷船へ近寄う
しるなこぶ男女の
男形うちで二つポン
こうくと云しもし

我多し遣し置命奴料理方より鶏をさき或ハわる物を煮るもなくて持手の、
泥酔せる人もなく鶏家鴨蒲鉾等を多く調理しとそ又別船の後や々夜
更に私楼上よりヒールヘルの如き花火を二度打しとそ

○十九日手解之頃巡警使英幸吉両人の砲臺へ来る
品川沖出張の者ども先光形一艘に乗込て共に残りとそ
英使交換に汽船蒸気船にて参候横川彦助へ行くるも
彼此をもて共交換に不能ゆえ遠さし差控候ふ
抱ふ如き不容候 英人両名る浮上甲板中を按歩して小兎を弄ぶ
ごとく抱れしを夫人小兎の名を若党名を呼びつゝやと云ふ白歯の女婦
をそて行くを見し実載れしるという蓋を深くする修人をつるる者と云ふ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

吳日録本芝陣營甲長鈴木氏 重亞所記也 同年八月既望謄寫 含章陳人

魯西亞布帖捉と應接仕り候申上候書付

永井玄蕃頭
堀織部正
津田半三郎

神奈川沖江渡来之魯西亞船江今朝支配之者道案内指出し（直）模様彼船へ相越一の申奇申入り慶松中支度之旨申聞候処半時項案内有之支配向召連越り廣坎地へ着付渡来いたし候段ハ甚推条之形計ニ而当り惣ニ得共唐國英佛との戦争も相平ニ而十分ニ條約相極直ニ御國へ相廻り候趣ニ而多ハ御國も戦争致し候存念無之趣ニ而候至唐国同様條約取結度内含と相聞へ候程唐国引拂候国ニ相廻り可申哉内

ゟも伊蘭西ゟ先ニ条リ可申仰ゟ遅ニ致候ニ付、
依而ハ幸相哉ゟ両次阪ハ亘而承知ニ下度且アメリカ官吏も出府拝礼ゟ
仰付ゟ上ハ同様拝礼ゟ 仰付度可申ニ(吉)ハ両右ハ早々江戸表ニ申上挨拶可及尤條
約ハ私共三人ニ取扱ゟ 仰付ゟ付右ハ否申哉(候)ニ付委任状持参候哉相尋ゟ處此度
差支無之旨申ゟ候處ゟ通り相願ゟ哉ニ付委任状ハ無之ゟ得共唐國之條約取結之
節之委任状ハ持参致ゟ殊ニ昨年取結有之候條約可為取替ゟ政府ゟも差越候ニ付條約
ニ條約可為取替ゟ政府ゟも差越候ニ付條約取結ハ振合ゟも申上候ニ付別人
共遠ゟ両此度アメリカゟの條約ヶ条大意申ゟ所右ハ十分ニハ尽シ難ニ付所
置有之ハ、外國ゟの不和ハ生シ両敷ニ付國違もサゝ之異同ハ可有之ゟ得共大意
ハ此通ニ而多分ハ宜敷旨ニて例之草案を以談判仕度旨相願無餘儀仰ゟ有
先年ハルリ渡来之處ハ神奈川横濱ホニ休息所設ケ仰ニ付支配ゟ代官申ゟ
就而ハ右ニ休息所ハ神奈川横濱ホニ而相成ゟ哉ニ付右ハ主徳右エ門ニ方ニ暫時休息所
仰付士官以下ハ病人ゟ上階ニ而致ゟ様ニ付右ハ且今般渡来ハ國書ホ持来ハ
不仕ゟ得共是迄度々使節ニて渡来致シ候ニ付布告迄ニ儀ニ而有拝礼ホ強ル
差拒ハ、又ハ何様ニ害を生シ可申も難計ゟ間ニ付許容相成ゟ方ハ都合ゟ宜
可然哉と存ゟ尤右ハ許容も相成候ハヽ神奈川ゟ陸地至ル小船ニて旅宿
ニ罷越ゟ様精々可申談ゟ心得ニ而ハ有之候ニ付別紙對話書相添此段申上候右ハ
下田ニ書翰を以申上今日談判ニ及候ニ付急速ニ下知ニ而ハ仕度奉存候
以上

六月廿一日

六月廿一日 魯國

船ニおゐて對話書

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

一一ト通接拂早々

一布恬廷下田ゟ指出候書翰ハ覧まて委細ハ承知被成候儀ハ
此方
一大意ハ書まて相分申ゟ

一右書面之儀ニハ決而相成ゟ哉

一書面通りゟ相何れ談判可及積ゟ候

一御決定之趣ハ度候

一此度被越ゟ全權状持参致し候哉

一此度改ゟ委任状ハ所持不致ゟ得共唐国ゟて條約取結ゟ委任状ハ所持罷在ゟ
右魯西亞文まてハ分ゟ被成御覧候得共唐国ゟハ未タ一覧被成度ゟ〳〵ハ日ゟ懸ゟ可申ゟ
先達而長崎ゟ為差登ゟ候條約ハ本國ゟ遣シゟ處本條約可致旨本國政府ゟ

之書翰相届所持致し右ハ一体唐國ゟ罷越ゟ主意ハ唐國ゟて英佛と戦争致し
其次第ゟより條約ゟも取結ゟ趣ゟ分右候ゟ節ハ唐國ゟも同様ゟ條約致し私政府ゟ
被申付御國ゟ英佛ゟ条約致しゟ様ゟも相頼ゟ分右候ゟ同様可取計旨被申
付候間罷越ゟ私ゟ魯國官吏疾ゟ本國出立候ハ申上候得共最早函館ゟ
参ゟ可申夫ゟ下田ゟ罷越ゟ積ゟ候所兼々申上ゟ通り下田ハ不宜淺ゟて代り淺
ゟ所ゟ入津致しゟ且ハ代り淺ゟ開の事のミゟ無之運上之事杯ゟ
候間今般ハ決而談判申度ゟ

一 亜墨利加和蘭へも江戸拝礼相叶ふ由私儀も右同様と奏言ま得申度奉願候

一 江戸府拝礼之儀ニ付精ニかと尽し取計可申旨条約之儀ハ此三人ニて被
　 授候私令を蒙り罷在ル間十分談判ニ可及候

一 他國へ許ス事ハ魯國ニ御許之ル約議ニ有アメリカ英吉利ニハ許容ニ難
　 も無之ル間別府ニ〔ママ〕ものを「アメリカハルリス之義を指ル裁江戸表ニ〔ママ〕ハ先許シ被合
　 それ間私共　　此ノ後も万一申方へ仰上可被下候ニ付無之ル得ス魯國
　 を外國ニ疎遠ニ取計ニ〔ママ〕事政府ニて可存ル

一 夫等ニ所ハ相分居ル間拳々政府へ可申立ル尤否相分ル迄ハ日合ニ有之ル間其
　 内條約談判可致候

一 左様ニ相願ル

一 此度アメリカとの條約書ニ〔ママ〕座ル義未ル一覧不致尤昨年下田ニ於て想定書
　 ハ一覧致シ

一 甚見苦敷写有之ル間可申候得共一覧致し度ル、当見可申ル尤大意ハ
　 一通可申ル候

一 拝借仕度且只今ヶ條毎大意丈ヶ御渡ル
　 此時多吉郎ル條約書ヶ條申ル
一 キリスト之ヶ条ハ双方宗門争を致ニ申訣ニ〔ママ〕ハ
　 無之ル候ニ付各國歓て持渡可申ル其外一通ハ不苦ル
　 而尽シ被成候ハ通ル得ニ外國との不和ハ出来不申ル魯國ニても是ニ
　 別段存念無之ル得共　一々此通ルニも出来難ニ付サニ取捨致シ草案

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

取調の談判可仕候

一 右八ヶ条之通りいつか神奈川の完ニ相成候共宣敷の得共官吏渡来一旦居
住を構へ又の引越ありてハ二度ニ手数る有直ニ神奈川ニ条度の間居住之場所
何所と申所の取極致度奉存候

一 元来下田ニ条りの積る有ニ今此所まるハ取極兼候

一 條約下案出来の上宜の得ケ条り条り思召ニ叶不申の候ハヽ談判可
仕候

一 其通りまる宣候

一 和蘭との條約も此の報合ニの義

一 此報合ニまゝ取捨ニ有之候

一 私とても此ニ之取捨可仕筈の無候

一 和蘭も既ニ軍艦の誂ニ為ニ相成事ニの

一 魯國迚も其通りまる候

一 神奈川條約之内最前條約中此條ハ、齟齬やる處ハ取用ニ有之所カヽり兼候

一 碇泊ハ昨年ニ條約被定置猶又條約をいふ
最初ニハ指置不申之旨ハ此度ニ條約ニ
但此時和蘭ニ報合をも多吾助ニ有申聞候

一 初ケ条ニハストル江戸ニ指置のをの免ニ有之
仰付ニも敢て不相当ニ無ハ有間敷の歟ニ戸田ニハ格別の恩をも蒙り
百右ニの礼をもの益ニ申上度ニ有相願度奉存候 御上ニ於の

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一 何も政府ニ於テ申立ル上接拶可致候

一 別段相願度義奉存候注気ル時節船中病人多ク有之候ニ付テハ養生ニ為メ滞船中

士官以下病院抔ヘ其ノ周リ丈歩行為致度ノ

士官以下病院抔ヘ其ノ繕理被下其ノ周リ丈歩行為致度ノ

一 士官以上ハ歩行不致ノ義ニ候ヘ共病者ト同様取計可申哉

一 士官以上ト雖モ右ニ不拘場所ヲ取極メ遊行ノ儀相願度義ニ有之候ハヽ何モ昼之

内ニ限リ候ヘ共夜ハ決テ上陸遊歩ハ不為致ノ方ニ候ヘ共必船中ニ引取候ヤウノ

一 何レ場所ヲモ勘弁致シ是ヲ接拶可及ノ

一 此儀ニ付テハ相願ノ義船ヲ以テ参リノ義

一 アメリカ条約之節陸ヲ四里ト致候義ノ義ニ候ヘ共今度拙者共乗込罷越ノ観光丸ヲ以テ帰

一 下田ヲ陸通リ参リ帰ル節ハ則チ度拙者共乗込罷越ノ観光丸ヲ以テ帰

申ノ方ニ是ヲ内ハ外国船ヲ迄ト候ヘ共ト雖モ之ノ

一 素ヨリ魯国ヨリ申ス処ニ候ヘ共船ハ柄心得居ニ付ノ

右畢テ一同引取申候

二、月廿五日魯西亜類船入津并来意相尋ノ義申上ノ書付

永井玄蕃頭

堀 織部正

津田半三郎

昨廿五日届申上候魯西亜類船渡来ニ付支配向之者指遣シ来意相尋ノ所右ハ蒸気船

仕掛スクーネルニ本魯國ヨリ書翰持参ノ唐國上海最寄小山鳥魯國海軍破船ニ付所ニ

越ノ所布帖廷後右場所ヨリ船日本ヘ参ノ趣ニ付右書翰持越一昨廿四日下田ヘ入津候所

神奈川ニ碇舶罷在リ私儀ノ十二時下田発在昨晩出帆此地ヘ着仕候旨申写候ヘハ
上海ヨリ魯船四艘繋吾艾船唐國ヲ出帆致候ヘハ九月以前ニテ其項英佛之船ヲ日本ヘ罷越
候積船用意最中之旨見受ケ尚最早無程渡来可致旨ヲも申立ル旨支配向之者罷帰リ
申写候段申上候以上　六月廿六日

魯西亜條約草稿

セイ子マイステイト」号　惣魯西亜國帝及ヒ「セイ子マイステイト」号日本大君益永續シ及ヒ故
障ナキ基礎ヲ以テ両國間和親及ヒ貿易ノ關係ヲ廣メンコトヲ之カ爲ニ新條約ヲ定メンコト
詳設シ而シテ其全權トシテ「セイマイステイト」子号總魯西亜國帝ハ其高貴ナル帝ノアゲユス
ントケ子ラアルヒヤアトミラアル」官名「カラアフ爵名エヒニエスボムチヤチ子欽ヲ撰任シ及ヒ「セイ子マ
イテイト」号日本大君ハ其高貴ナル政府ノ役人ヲ撰任セリ此全權次ノ個
條ヲ議定シ而シテ一千八百五十八年第一月廿六日五第二月七日〔日本ノ安政元年十二月廿一日〕下田ニ於テ魯西亜
及ヒ日本ノ両國ニテ定メタル條約ニ之ヲ加ヘタリ而シテ此故ニ一千八百五十七年第十月廿四日〔日本
ノ安政四年九月廿日〕長崎ニ於テ定タル追加條約ヲ廢棄セリ

第一條

今ヨリ後「セイ子マイステイト」号總魯西亜國帝ハ使節又ハ他ノ「チフロマテイケアゲント」
国ノ會議或ハ使節職務ノ衙ニ屬セル全權ノ義ヲ撰挙シテ「セイ子マイステイト」号日本大君ノ府内ニ致スヘキ
當然ノ理タルヘシ及ヒ「セイ子マイステイト」号日本大君モ又同シク此ノ如キ人ヲ撰挙シテ
「セイ子マイステイト」惣魯西亜国帝ノ府内ニ致スコトヲ得ヘシ日本ニアル魯西亜ノ使節
及ヒ他ノ「チフロマテイケアゲント」並ニ使節役ノ諸件ハ永シ江戸ニ在留シ及ヒ故障ナク
日本領ノ一二部内ヲ旅行スルコト當然ノ理タルヘシ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

第二條

長崎函館ハ既ニ開ケル港ニ添ヘ及下田港ノ代リ日本政府魯西亜ノ貿易ノ為ニ下ノ湊ヲ開クベシ江戸港中ニアル神奈川ハ一千八百五十九年第七月一日ヨリ日本（此所ニテハ四国九州ヲ除タルヲス）ノ西岸ニアル新潟ハ一千八百六十ヶ年第一月一日ヨリ大阪港中ニアル兵庫ハ一千八百六十三年第一月一日ヨリ神奈川港ヲ開キシ後六ヶ月ヲ經テ下田港ヲ閉ツベシ若シ新潟港ヲ宜シカラサル港トスル寸ハ両国ノ政府此港代リニ日本（此所ニテハ四国九州ヲ除キタル者ヲヲス）ノ西岸ニ於テ他ノ一港ヲ撰フベシ江戸府内大坂府ニ亦魯西亜ノ貿易ノ為ニ開クベシ而シテ此後記載スヘキ所ノ約束ニテ江戸府ハ一千八百六十二年第一月一日ヨリ之ヲ開キ大坂ハ一千八百六十三年第一月一日ヨリ之ヲ開クベシ

第三條

魯西亜ノ政府ニ其撰ニ從魯西亜ノ貿易ノ為メニ開キシ日本ノ一二港又ハ諸港内ニ置クベキ「コンシュル」（外国ノ貿易場所ニ在留シ其自国君主民貿易事件ヲ保護シ貿易争論ノ取扱等ヲナス全権ノ義）又「コンシュライレ」（コンシュル役ニ関係セルヲ全権トスルノ義ナリ）「アゲント」ヲ撰任スルヲ得ルナリ日本政府ハ此港内ニ於テ必要トスルアルニ從ヘテ「コンシュル」ノ住所及其「コンシュル」役ニ属セル人員ノ住所ノタメ並ニ「コンシュル」ニ属セル学校病院等ノ為メニ相應ノ場所ヲ命スヘシ必要ノ事アル時ニ於テハ「コンシュル」又「コンシュライレアゲント」一港ヨリ他ノ一港ヘ陸路又ハ海路ニテ旅行スルヲ得ヘシ

第四條

上ニ記載セル港内ニテハ魯西亜人永ク在留シ又ハ一時在留シ或ハ商賣ノ品物ヲ蓄ヘ置ノ等ノ為メニ土地ヲ賃借シ家屋及ニ其他ノ建物ヲ買ヘ又ハ賃借スルヲ當然ノ理タリ魯西亜人又此港内ニ於テ新ニ家屋藏庫ヲ建ツルヲ得ヘシ然トモ家屋

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

又ハ藏庫ヲ建ルト偽リテ城堡ヲ建ルコトハ絶ヘキノナカルヘシ而シテ日本ノ政府ハ
此個條ニ從ハシムヘキコトヲ肯ヒ又魯西亜人其建物ノ爲メ領スヘキ場所ト
港ノ規則トハ後來魯西亜ノ「コンシュル」ト其各長ノ官長トノ之ヲ定ムヘシ若其「コンシュル」ト
官長ト同意セルヿハ其事ヲ魯西亜ノ「シフロ」ケーケンアケント」ト日本ノ政府トニ告ケテ其
裁ヲ請ヘシ

第五條

日本ニ一時又ハ永ク在留セん魯西亜人ハ其家券ヲ連レ來ルコト當然ノ理タリ其魯西
亜人ハ耶蘇ノ尊敬スル法教ノ習ニ從テ公然ト自由ニ其信仰ヲナシ寺院ヲ建テ及ヒ
信心ヲナシ得ヘシ但シ日本政府ハ其耶蘇ヲ尊敬スルニ對シテ都テ之ヲ抑壓スル
コトヲ停止セリ

亞キリス條約書

條約

マーイ亞ステート簿記號ニ合衆王國大ブリタニー及ヒイルラントの女王トマーイ
千亞ステート日本帝王兩國の關係を永く續懇親の基ヒ所せんことを欲ー思
各臣民の貿易の交道を容易せん事を欲ーてそれのそなえ平和懇親及い貿易の
條約ヒ及ちんことを設ー其全權をて選任セり即ち

第一條

此ヒマーイエステート合衆王國大ブリタニー及イルラントの女王と親族及い世々

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

をマーイヱステート日本帝と並に其各所領おゐひ臣民の間に永久の平和親睦あるへし

第二條

マーイヱステート大ブリタニー及ひイルランドの女王江戸、府に在留そるその子フロマチーキアケントを並に此條約てブリタニー貿易に関そる日本港或ハ各港に在留そるコンシュルアケントを命セへし――大ブリタニーの子フロマチーキアケント及ひコンシュルセネラル或ハコンシュライルアケントと命セへし

或ハコンシュライルアケントを命セへし――大ブリタニーの子フロマチーキアケント及ひコンシュルセネラル或ハコンシュライルアケントと命セへし

トルを故障なく日本國の部内を旅行そる理あるへし――

マーイヱステイト日本帝各ロントニ在留セるその子フロマチーキアケントを並に大

第三條

大ブリタニーのチフロマチーキアケントも其用務を江戸に於ける外國事務宰相と為セ

ヘし並にブリタニーのコンシュルも其用務を各在留そる港の鎮臺と為セ

第四條

箱館神奈川長崎及ひ町名此條約の本書取替セし後直にブリタニー臣民の為

宅地を見る添へ次の港及ひ町を各その付そる日にブリタニー臣民に開

新潟を「十八百六十年第一月第一日」兵庫ハ「千八百六十三第一月第一日」若新潟を港として不都合

「十八百六十三年第一月第一日」一十八百六十三年第一月第一日に若新潟を港として不都合

とそる事あるとも其こうそる他の一港を日本の西海岸まて両政府より撰むへし

前載し各港及ひ町に於てブリタニー臣民連綿在留そる為し彼ホ土地を

貸を以て借其地にある建物を買し理あるへし彼等住宅及倉庫を営むへ

し倂し住宅或ハ蔵庫を建るに臨て堡砦或ハ武備所を営むへからす

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

此條ヲ從ヒ又ハ爲メ日本司人造營變革或ヲ修復スル建物ヲ時々見ル
理アルヘシ

フリタニー臣民其建物ニ入ルヲ得ヘキ場所及港規定ハ各所ノフリタニーコンシユル及
ヒ司人ヨリ定ムヘシ若彼ニ同意シ能ハサル時ハ其事件ヲフリタニーチフロヘナーキ
アケントヲ日本政府ヨリ遣シ處置セシムヘシ壁面或ハ門ヨリ日本人ヨリフリタニー臣
民ノ在留場所ノ周圍ヲ營ムノ或ハソレヲ自由ノ出入ヲ妨ケルヘキヲヘシ

「千八百六十二年第一月第一日」一千八百六十二年第一月第一日ヨリフリタニー臣民江
戸町及「千八百六十三年第一月第一日」一千八百六十三年第一月第一日ヨリ大坂町ニ、
商賣ヲナスヘキヲ入ル〻在留ヲヘシ

此兩町ノ店ニ於テフリタニー臣民家屋ヲ賃ヲ以テ借ヲ一ノ相應ノ場所及ヒ其
行ヘキ距離ヲフリタニー・ナフロマ・ナーキアケントヲ日本政府ヨリ定ムヘシ

第五條

マーイエステート日本帝ノ所領ニアリテブリタニー臣民間ニ起ル都テノ所持ノ
物或ハ人ヨツテノ理非乃爭ヒヲフリタニー司人ノ裁斷ニ從フヘシ

第六條

フリタニー臣民ヲ對シ罪科アル日本臣民ヲ日本ノ司人ヨリ捕ヘ日本ノ法度ヲ遵
テ罪ヲヘシ惡事ヲヲルブリタニー臣民ヲコンシユル或ハ他ノソレノ爲ニ或權ア
ル公乃官人ヨリ糺シ大フリタニー法度ヲ從テ罪ヲヘシ裁許ヲ双方ヨリ公ニ
直ヨ偏頗ナク爲ヘシ

第七條

日本人ヨリ法ヲ設テ訟ヲ為ス理アルフリタニー臣民ヲコンシュル官ヨリ赴キ其難義ヲ
述ブヘシコンシュル右事ヲ次第ヲ吟味シ日本司人ノ扶助ヲ
ヨ争ヒ起ラコンシュル是ヲ慶置シ(處)程ノ事アル時ハ日本司人ノ扶助ヲ
索メ一同ニ事ノ次第ヲ吟味シ夫ソレ当然ノ判断ヲ為スヘシ

第八條

シ日本臣民フリタニー臣民ヨリ償財アリテ是ヲ償フトヲおこたらヲ或ヲ計策ヲ
以テ是ヲ避ントスル時ハ日本司人捕ヘ暴ヲ以テ其償財ヲ償ハシムル事ヲ
務ムヘシ前同様フリタニー司人ヨリ計策ヲ以テ逃ヲントシ或ヲ日本臣民ヨ
償財アリテ償ハル事ヲ情ヲフリタニー臣民ヲ裁断ヨ従ハシムヘシ

第九條

日本政府ヨリテフリタニー臣民日本臣民ヨ法度ヲ准ヲ場合ヨ用ルカ否テ没テ
異議アルヘカラス

第拾條

日本ニアルフリタニー臣民ヨ其宗旨ヲ自由ヨ修スルヲ許シ又それヲ為ス
フリタニー臣民ハ相應ノ拝所ヲ営ヲ理アルヘシ

第十一條

都テ外國貨幣ハ日本ヨ均シテ通用ノ同種ノ日本貨幣ヲ同量ヨ引当ヘシフリ
タニー臣民ヨ日本人ヨ互ヨ拂方ヲ為スヘシ自由ヨ外國或ヲ日本ノ貨幣ヲ
用ユヘシ日本人外國ノ貨幣ノ償(償或償)ヲ受ヲ時ヨ至リテ経ル故日本政府各港ヲ
開キ後一年ノ間フリタニー臣民ヨ其貨幣ヲ日本貨幣ヨ取替ヲ為スヘシ其時同

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

量を與へ錯直一のた〻免滅する事なるへし貨幣中の諸種「日本銅貨幣を除き」及び貨幣に遠う〳〵さる外國の金銀を日本より輸出する事を得へし

第十二條

警敵の趣意にて來〳〵さるフリタニー軍艦を日本帝領内にある諸港に至る事自由なるへし且食料を求給し其都合ある時は修復をなさゝる都て自由を得へし

フリタニー海軍の爲に用ゆる品を神奈川長崎に陸上ケし商税を拂ふて

フリタニー政府官人の慥に保護する藏庫に納むへし併し此用意品を日本人に賣て得るところを買人定めたる高税を日本司人に拂ふへし

第十三條

若フリタニー船時に臨て日本政府にて難破し或は漂着し或は止むる事を得ず日本帝領内にある港に難を避んとする時は日本司人其事をきゝ直に是を救ひ保護の規則を守り船中の人を眞實に取扱ひ必用とするところ寄り最前に

ゆるゝコンシユルの場所に送る方便を行ふへし

第十四條

日本の開一ヶ所の港の近隣に來るフリタニー商船は水先案内を取る港内に案内をすへき事自由なるへし前同樣フリタニー船都て法度准ふる借財及び租税拂濟出帆の用意整ひし後は水先案内を取り港外に案内せしむへし

第十五條

貿易を開し各港ある所のてフリタニー臣民日本或は他の港より輸入し其地にて賣拂ひ且其地にて買入或は他港に輸出する事に付十分の自由を得

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

へし禁制の品まつるさる商物乃諸種を當分の條約を添ふる日錄に記しさる通の
商稅拂濟の上他乃價を一切拂ふことへし只日本政府及び外國人まのみ賣事
得へき軍用の品を除きフリメニー臣民双方まて賣買の考へ所持さる品物自由
に日本人より買ひ又賣ることへし

此賣買或ハ拂方を爲し或ハ其拂方を受取るまのみ日本官人の立會ふ
旦都て日本人を差別ふくフリメニー臣民より又ハ賣ー品物賣買ー及
所持し或ハ用ゆる事を得へし

第十六條

若し日本運上官彼らより品持の極ふる價まて承引ふる時ハ運上官品
物を其價よあて取る事を訴へし持主ハこの訴ーを否時を持主ハ價を隨て
商稅を拂ふへし若其訴しを持主承引ふる時ハ又買入價を猶豫ふく
減少ふる拂ふ事を

第十七條

都てフリメニー臣民日本へ輸入し此條約を定たる商稅拂濟之品物ハ日本人ふ
國の都内へ相稅運送稅ハ一切拂ハすして輸送ふる事を得へし

第十八條

フリメニー商賈日本よりあて開し港へ商物を輸入し其商稅を拂ひ日本
運上所之司人より相拂濟之證書を請取し後ハ又再び輸出し別商
稅一切拂ふして他港へ陸上ふる理あるへし 日本品物まても外國品物ふ
ても或ハ日本産物まてもフリメニー船まて日本の開ー港ふ他港へ輸送ふる

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

日本船或ハ他の外国人の船より輸送する同種の品より取立る高税も他の高税或ハ是より高き高税を拂ふる從ふことなし

第十九條

各港の日本司人欺訟或ハ密商を妨くそれ的當ハる規則をとることなし

第二十條

都て此條約中ある過料或ハ取上物ハミニストテート日本帝の政府に屬し及其政府より達ハること

第二十一條

貿易處置のそれ此條約ハ添ふる條ゝの其一部を爲ハと見此條約ハ所方及其臣民ハ現ハそれ同格ハ量ハへし日本ハある大フリタニー十フロマテーキアケントそれ夫ハ方ハ此日より人或人々を拂し此條約の規定及是ハ添ふる貿易處置の條ゝの規定を十ふる取行ハそれ要ハへき規則をるハ權あるへし

第二十二條

此條約ハ英吉利日本及和蘭語ハて書し各翻譯ハ同義同意ハて和蘭翻譯を原と見るへし都てミーイエスティト大フリタニー女王のチフロマテーキアケント及コンニエライルアケントより日本司人ハ所の答述ハ而後英語ハて書ハへし

第二十三條

此條約の調判の日より十年過し後ハ双方の各ハ壹ヶ年前程通達せし後是ハ實地研究ハて願ハきと今日改革を加ふる趣意ハて條約の再撿を要ハへき事ハ同意せり

アケントそれ夫ハ方ハ此日本政府より命ハてまた人或人々を拂し此條約の規定及是ハ添ふる貿易處置の條ゝの規定を十ふる取行ハそれ要ハへき規則をるハ權あるへし

第二十二條

此條約ハ英吉利日本及和蘭語ハて書し各翻譯ハ同義同意ハて和蘭翻譯を原と見るへし都てミーイエスティト大フリタニー女王のチフロマテーキアケント及コンニエライルアケントより日本司人ハ所の答述ハ而後英語ハて書ハへし

第二十三條

此條約の調判の日より十年過し後ハ双方の各ハ壹ヶ年前程通達せし後是ハ實地研究ハて願ハきと今日改革を加ふる趣意ハて條約の再撿を要ハへき事ハ同意せり

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

都てマーイエステート日本帝より外國の政府或臣民と雖ふへし或は後與ふる格別乃理自由及利益有るおゐてフリタニー政府及其臣民と自由及同樣と處置をる事ハ今度發と約セり

第二十五條

此條約の本書をマーイエステイト大フリタニー及イールラントの女王とマーイエステイト日本帝と各自名を記し調判の日より一年の内某の所よゐて取替をへし此證據のため各全權を條約に名を記し印を調へり

我君の年何月何日某の所よゐて交換セり

メリカの條約ニ均ける如し

二類ニ加ふ

税則を都る了

木綿及羊毛織物

四類

都て前類ニ記さゝる品物を「二十」二割の高税を拂ふへし

金銀化貨幣棹銅の外都て日本ニ産ー積荷をして輸出そへきもの

五

「五」五歩の高税を拂ふへし

日本ニ産ーたる米麥を日本より積荷をして輸出そへきもの

都て日本ニ在留をるフリタニー臣民及フリタニー船ニて日本の諸ー外國の穀物ー其一部ニを充るニ十分の貯を備ふへし

フリタニー船ニて日本の諸ー港ニ持渡そし

陸上ケセさる時ハ故障ハ〳〵再ひ輸出をへし

神奈川を開ク後五年ヨリ十二年或ハ其日本政府ニ於テ望ム時ハ輸入輸出の商税ヲ再検スル様ヘシ

右　睟吉利條約安政五年戊午秋七月於江戸府所定ム

同年九月初二、謄写于松代　舎章精廬　高野武貞

帝國大日本大君ト大貊利太泥亜オヨビ意而蘭七乃女王ト永ク親睦ノ意ヲ明ラカニシ且ツ各民貿易ノ交通ヲ容易ナラシメン事ヲ欲シテ茲ニ和親規定及ビ貿易ノ條約ヲ立ント欲ヒ大日本大君ヲ水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守津田半三郎ヲ、大貊利太泥亜オヨビ意而蘭七乃女王ヲ日本ニ敵スルエルギンエトキンカルデン（ニルヤンヨンキンカルヂン）子爵ヲ命シ双方委任ノ書状照應シテ下文ノ條ヲ合議決定セリ

第一條

日本大君ト貊利太泥亜オヨビ意而蘭七乃女王ト其臣民ノ間ヲ永久ノ平和変ル事アラザラシメン

第二條

日本大君ゟロントンふ立留ル諸事ニ預ル役人を仕ハ并魏利ゟ泥亜乃
各港の中ふ立留ル預ル諸事の役人ふよび貿易ニ所置ゟル役人を仕ハ
ニ〻ゟ事ゟ訴ル役人ふよび訴ゟ緯の役人ふ
施すへし（行）魏利ゟ泥亜ゟよび意而蘭ゟの女王ゟ江戸府ゟ在留ゟル
ヂプロマチーキアゲント并ゟ條約ゟ魏利太泥亜貿易の為ゟ開ゟル日本の
各港乃中ふ立留ゟルコンシュルあるひハコンシュルアゲントを命ゟハ其ヂプロ
マチーキアゲント并ゟコンシュルあるひハコンシュルアゲント（ライ）ゟ陸ニなく日本國内を
往来ゟル事ゟ得ル事

第三條

神奈川長崎箱館ふよび町ゟ安政六未年九月二日（西洋紀元千八百五十九年七月一日）魏利太泥亜
亜国民のゟある開ハ其外次ゟル所の場所を期限の通魏利太泥亜
国民の為ゟ開ハ

兵庫　午七月より丸五十二ヶ月の後ゟル一千八百五十三年
新潟　若不都合ゟ事あゟ代りの陸を日本の北（西）海岸ふて午七月ゟ
丸十六ヶ月の後ゟル一千八百六十年開ハし

前ゟ載ゟル各港ふよび町ふ於ひて魏利ゟ泥亜国民居留を許ハ彼
ふ一箇の地を価（出）ゟて借り其地ふある建物を買ふ事妨ゟなく且住宅倉
庫を建ゟる事を許ハいへども是を建ゟるふ於ハ要害の場所を営むへ
ゟ（ら）ゟ時ハ政府ふ随ふ引取ゟるあゟ建物を普請修繕ゟル時日本役人ゟる次ゟる事
前ゟ魏利太泥亜国民ゟの建物ゟる倩借ゟる一箇の場所おゟよび陸ゟの規定ゟ各所
の日本役人ゟ魏利太泥亜コンシュルゟ立会ゟ事ゟ
を日本政府ゟ魏利ゟ泥亜ゟアケントふ示ハ所ゟせしむへし

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

場の周圍ふ門墻を設けも出入自在ふ次へ―

日本開港の場所ふおゐて貊利太泥亜人ふ民法通歩の規程左の如―

神奈川　六鄉川筋を限とし其他ふ各方へ九十里

箱館　各方へ九十里

兵庫　京都を距る事十里の地へふ貊利太泥亜人ふ入ざる筈ふ付き方角を除き各方へ十里且兵庫に来る船ふの乗組人ふ稲荷川より海湾ふの川筋を越へ次

都て里数ふ各港の奉行所ふ於て御用所より陸路の程度ふ

長崎　三町の周圍ふある可き料所を限ふ定め立境界を定めをくべし

江戸　午七月より九四十ヶ月乃後より一千八百六十三年一月一日

大坂　日斷五十二ヶ月乃後より一千八百六十三年一月一日

右二ヶ所を唯商賈を為ふなあふの逗留ふは市府ふ於て貊利太泥亜民家屋を價を以て借ふべし相當ふる一區の場所及歩行す參ふ規定ふ追ふ日本役人と貊利太泥亜千フロマテーキアケントふ定へし

第四條

日本ふある貊利太泥亜民の間ふ起る爭ふは貊利太泥亜司人の裁斷ふ任し

第五條

貊利太泥亜民ふ對一切事をなせる日本人ふは日本司人ふ訴へ出ふ外玉の民ふ隨ふ罪をへし日本人あるふは其人ふ日本法度ふ依ふ民ふはコンシユルふ代ふ其の官人ふ訴へ貊利太泥亜民ふは日本ふ於ふの法度ふ隨ふ罪をへし裁斷を双方ふ於ふく偏頗あるへ―

第六條

貊利太泥亞人日本人ヲ訴ルニ當リテハコンシュル館ヲ設ケテ行ヒ事アルハコンシュル官ヲ以テ裁判官ト為シ一切ノ訴訟ハコンシュル官ニ於テ吟味シ上實否ヲ糺シ事ノ輕重ニ從テ處置スヘシ

○萬一差カヽリ日本人ヲ貊利太泥亞人ハ就テコンシュルニ訴ヘ又コンシュル實意ヲ處置スヘシ

若コンシュル吟味ノ上實否ヲ糺シ事ノ輕重ニ從テ處置スヘシ

第七條

貊利太泥亞人日本商人ヨリ負債アリテ償ヲ怠ルトキハ日本奉行所ニ於テ吟味ノ上コンシュル官ヲ以テ其ノ負債アルコトヲ日本引人ニ渡シ償ハシムヘシ日本商人ノ貊利太泥亞人ヨリ負債アルトキモ亦コンシュル官ヲ以テ其ノ償ヲ責ムルヲ許ス

第八條

左ノ如クフリタニヤ人日本ノ賤民ヲ雇ヒ諸用事ヲ命セ又ハ日本奉行所フリタニヤコンシュル官ト双方ノ國人ノ負債ヲ償フ事ヲ許ス

第九條

在留フリタニヤ人自分其國ノ宗旨ヲ念ジ一拜所ヲ居留ノ場所ニ営ム事障ナシ

第十條

外國ノ諸貨幣ハ日本ノ貨幣ト同様ノ同量ヲ以テ双方ノ國人互ニ物價ヲ拂ヒ又日本ト外國トノ往來ヲ許シ日本人外國ノ貨幣ニ換ヘ又ハ外國ノ貨幣ヲ以テ開港乃至九ヶ年ノ間各港ノ役所ヨリ日本ノ貨幣ヲ以テフリタニヤ人須ク引替ヘ渡スヘシ鑄造一ノ割ヲ差出スヘシ

日本諸貨幣ハ銅錢ヲ除ク輸出ヲ禁ヲ得ス外國ノ金銀ヲ貨幣ニ鑄ル又ハ鑄サル事ヲ得ス

第十一條

フリタニヤ海軍の為用意の為ハ神奈川長崎箱館の内ヨリ陸揚シ庫内ヨリ納ため
フリタニヤ番人守護するものハ運上の沙汰ヨリ及ず若干品銭壱歩ヲ以テ買得
るよう規定の運上ヲ日本役所ヨリ納ル事

第十二條

フリタニヤ船日本海岸ニテ破船又ハ漂着シ或ハ危難ニ遭ヒまたハ
乞ふ時ハ其所の司人ヨリ救ひ集メ扶助ヲ加ヘテ完全のコンシュルヘ送り渡すし

第十三條

フリタニヤ商船日本の開ラるる港ニ来る時ハ規定の租税及運債掛海ふ
港ヲ出る時ハ其荷ヲ査ル事ハ無くし

第十四條

フリタニヤ人開ラたる各港ヨリ諸品ヲ輸入シ壱歩又ハ買入ヲ輸出スル事
ハ勝手ニ任すし

日本の国人ヨリ銭ヲ壱歩ヲ以テ輸入スル物ハ日本
役人ニ於テ之ヲ検査シ諸品ヲ人ヨリ得ル品ヲ壱歩ヲ
或ハ荷物ヲ手ニ得ル妨ルし

第十五條

日本の運上所ニテ荷ヲ改ル時ハ立会ノ上ニテ之ヲ検査スル事
の儀ヲ付ル事ハ勿論ノ事ニ候ヘ共ニ若シ之ヲ否ム時ハ運
上所ヨリ付ケル儀ヲ以テ運上ヲ納ムヘし第六ヲ時ヲ手ニ儀ヲ以テ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

亜国貿上へし

第十六條

輸入の荷物定例の運上掛改の上、日本人より
運上を取立つる事をゆるし

第十七條

フリタニヤ商船開きたる港より来る
ハ再び下田を他の開きたる港へ行
さるべし

第十八條

開きたる港の日本司人密商奸曲を防ぐ
第十九條

る種類の人民を都て日本役所へ届出
第廿條

此條約を添ふる高法の別冊八中書同私
日本当官之を委任の役人と日本の事を
ントは條約の趣則并別冊乃條を守
第廿一條

此條約を日本英吉利及和蘭語ふ
て和蘭翻譯をそなふべし

右

右翻譯を日義国ふし各

右

第廿二條

此條約を成亜乃ヂプロマチーキアケント及コンシュラルアケント公日本
司人ということを得、此事の書通ハ為換英語ふく書くしそは條約調判
の月日より五ヶ年の間を日本或ハ和蘭の語書をと添へし

渡

第廿二條

英國ニテ條約ノ實地ヲ驗シ改革セン事ヲ求ムル時ニ十一年前ニ通達シテ再檢ヲ待ツヘシ其事ハ今ヨリ凡六年ノ後ニアルヘシ

第廿三條

日本政府ヨリ向後外國ノ政府ヨリ民ニ許ス所ヲ以テ孫典アル時ヲ以テ日本ノ政府ヘモ同樣ノ免許ヲ與フヘシ

第廿四條

此書ハ日本ヨリ大君ノ御名ヲ奧印ヲ署シテ外國ノ役人ハ其名ヲ記シ印ヲ捺シ一年ノ內江戶ニ於テ彼ノ國ノ役人ヨリ差出ス所ノ書ハ日本ノ

836
209
3

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

836
209
3

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

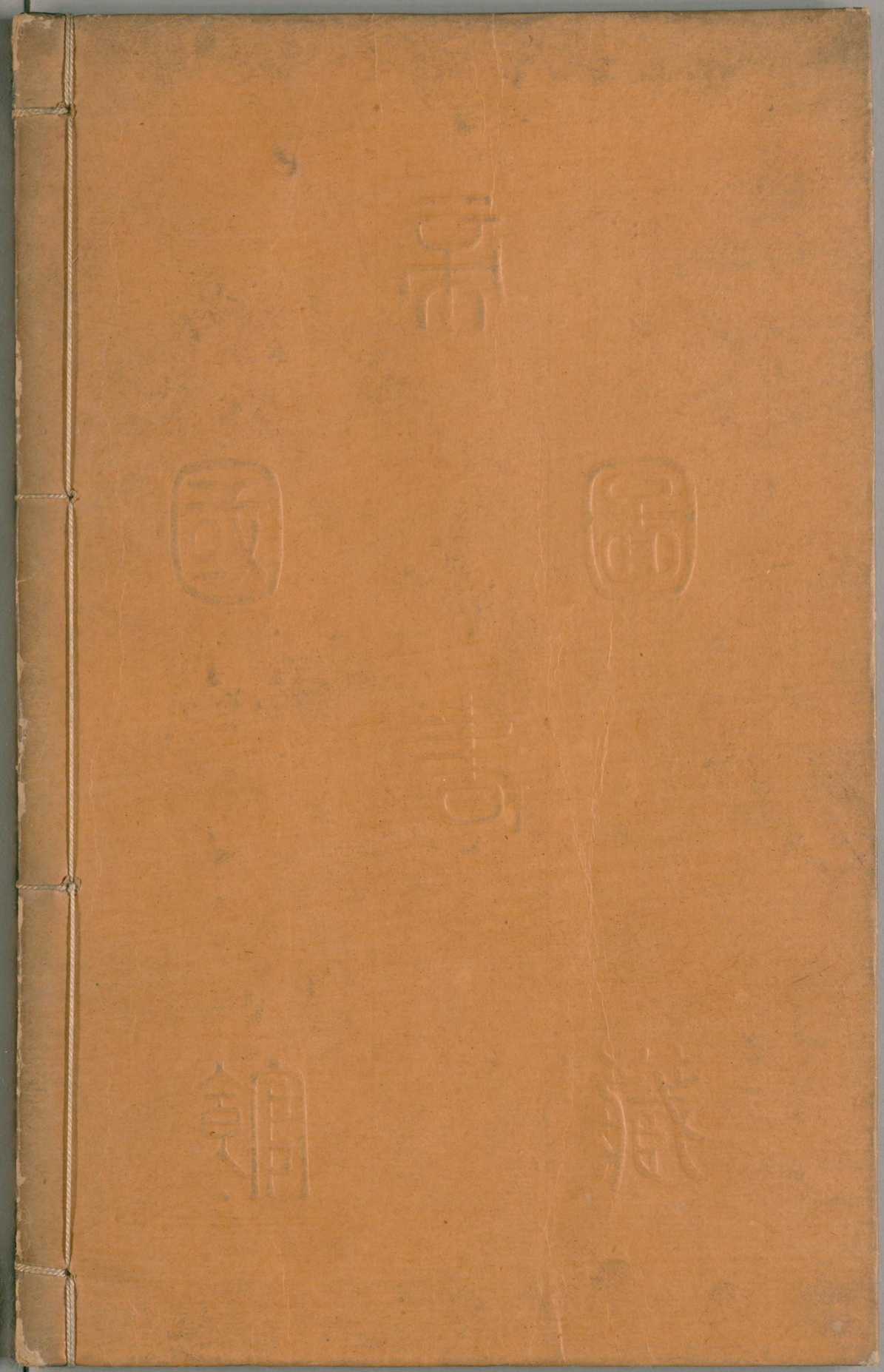

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用